文化財保護法

第一条　この法律は、文化財を保護し、その価値を高めることを目的とする。

第二条　この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一　建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料その他の有形の文化財（これらのものと一体となつて価値を形成している土地その他の物件を含む。）

二　演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化財

三　次に掲げるもののうち、我が国の歴史、芸術、民俗を理解するために欠くことのできないもの

イ　衣服、住居、生産、交通、通信、信仰、娯楽に関する民俗の有形の文化財

ロ　民俗芸能、民俗技術その他の無形の文化財

四　貝塚、古墳、都城跡、窯跡、城跡、旧居、関所、古道、水道、橋、堤防、港湾、鉱山、洞窟、庭園、温泉、動物、植物、地質鉱物で、我が国の歴史、芸術、民俗を理解するために欠くことのできないもの

五　次に掲げるもののうち、我が国の歴史、芸術、民俗を理解するために欠くことのできないもの

イ　衣服、住居、生産、交通、通信、信仰、娯楽に関する民俗の有形の文化財

ロ　民俗芸能、民俗技術その他の無形の文化財

六　貝塚、古墳、都城跡、窯跡、城跡、旧居、関所、古道、水道、橋、堤防、港湾、鉱山、洞窟、庭園、温泉、動物、植物、地質鉱物で、我が国の歴史、芸術、民俗を理解するために欠くことのできないもの

七　文化財の保存技術

八　埋蔵文化財

九　文化財の保存に関する技術

十　文化財の保存に関する技術を伝承する者

十一　文化財の保存に関する技術を伝承する者の養成

十二　文化財の保存に関する技術の調査研究

十三　文化財の保存に関する技術の開発

十四　文化財の保存に関する技術の普及

十五　文化財の保存に関する技術の指導

十六　文化財の保存に関する技術の情報の収集、整理、提供

十七　文化財の保存に関する技術の国際交流

十八　文化財の保存に関する技術の国際協力

十九　文化財の保存に関する技術の国際交流の推進

二十　文化財の保存に関する技術の国際協力の推進

二十一　文化財の保存に関する技術の国際交流の推進のための調査研究

二十二　文化財の保存に関する技術の国際協力の推進のための調査研究

二十三　文化財の保存に関する技術の国際交流の推進のための調査研究の成果の公表

二十四　文化財の保存に関する技術の国際協力の推進のための調査研究の成果の公表

二十五　文化財の保存に関する技術の国際交流の推進のための調査研究の成果の公表の方法

二十六　文化財の保存に関する技術の国際協力の推進のための調査研究の成果の公表の方法

二十七　文化財の保存に関する技術の国際交流の推進のための調査研究の成果の公表の方法の改善

二十八　文化財の保存に関する技術の国際協力の推進のための調査研究の成果の公表の方法の改善

二十九　文化財の保存に関する技術の国際交流の推進のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究

三十　文化財の保存に関する技術の国際協力の推進のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究

三十一　文化財の保存に関する技術の国際交流の推進のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表

三十二　文化財の保存に関する技術の国際協力の推進のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表

三十三　文化財の保存に関する技術の国際交流の推進のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法

三十四　文化財の保存に関する技術の国際協力の推進のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法

三十五　文化財の保存に関する技術の国際交流の推進のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善

三十六　文化財の保存に関する技術の国際協力の推進のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善

三十七　文化財の保存に関する技術の国際交流の推進のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究

三十八　文化財の保存に関する技術の国際協力の推進のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究

三十九　文化財の保存に関する技術の国際交流の推進のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表

四十　文化財の保存に関する技術の国際協力の推進のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表

四十一　文化財の保存に関する技術の国際交流の推進のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法

四十二　文化財の保存に関する技術の国際協力の推進のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法

四十三　文化財の保存に関する技術の国際交流の推進のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善

四十四　文化財の保存に関する技術の国際協力の推進のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善

四十五　文化財の保存に関する技術の国際交流の推進のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究

四十六　文化財の保存に関する技術の国際協力の推進のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表

四十七　文化財の保存に関する技術の国際交流の推進のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法

四十八　文化財の保存に関する技術の国際協力の推進のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善

四十九　文化財の保存に関する技術の国際交流の推進のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究

五十　文化財の保存に関する技術の国際協力の推進のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表

五十一　文化財の保存に関する技術の国際交流の推進のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法

五十二　文化財の保存に関する技術の国際協力の推進のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善

五十三　文化財の保存に関する技術の国際交流の推進のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究

五十四　文化財の保存に関する技術の国際協力の推進のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表

五十五　文化財の保存に関する技術の国際交流の推進のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法

五十六　文化財の保存に関する技術の国際協力の推進のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善

五十七　文化財の保存に関する技術の国際交流の推進のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善のための調査研究の成果の公表の方法の改善

附 录